



## 診断書偽造による病気休暇虚偽申請について

杉並区保健福祉部職員（主事 31歳）が、平成28年8月から平成30年12月にかけて、全く通院歴のない3つの医療機関計6通の診断書を偽造して虚偽の病気休暇申請を行い、計79日間の病気休暇を不正取得していたことが判明しました。

---

### 【経過】

平成30年12月、病気休暇を取得している当該職員の今後の対応に関して面談を実施した際、病院から発行されている診断書が通常の様式と違うとの疑義があり、その点について事情聴取を行った結果、今回の病気休暇だけでなく、これまで全ての病気休暇申請における診断書について偽造をしたことを認めました。

調査の結果、平成28年8月以降、6回行われた虚偽の病気休暇申請による病気休暇の不正取得日数は計79日間であり、それにより約160万円の給与等について不正に取得していたことが判明しました。

なお、不正に取得した給与等については、当該職員が既に全額を返済しています。

以上の事実と調査した結果に基づき、当該職員を平成31年2月26日付けで懲戒免職処分といたしました。

### 【田中良区長のコメント】

「このたびの、職員の起こした不正行為につきましては、全体の奉仕者たる公務員として到底許されるものではなく、区民の皆様の信頼を大きく損なうものであり、心より深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことがないよう、区役所全体で服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。」

---

### 【問い合わせ先】

杉並区総務部人事課 TEL 03-3312-2111（内線1511）